

大野城市民生委員・児童委員活動強化計画

令和元年11月

大野城市民生委員児童委員連合協議会

目次

第1章	計画の策定にあたって	
	はじめに（計画の目的）	P 2
	計画の期間	P 4
	計画体系	P 5
第2章	実情と課題	
	大野城市民生委員児童委員連合協議会の実情	P 6
	実態調査によって明らかになった課題	P26
第3章	私たちが目指すもの	
	理念	P27
	全国民生委員児童委員連合会が掲げる目標	P28
	大野城市民生委員児童委員連合協議会の掲げる目標	P30
第4章	私たちが取り組むこと	
	実施事業	P31

第1章 計画の策定にあたって

はじめに（計画の目的）

民生委員制度は、大正6（1917）年に岡山県で誕生した^{さいせいこもん}濟世顧問制度創設に源を發し、平成29（2017）年に創設100周年という大きな節目を迎えました。

この制度發足時に比べると、わが国の社会は大きく変化してきました。しかし、その中にあっても、無報酬の奉仕者である民生委員は、それぞれの時代において大きな役割を果たし、その^{こころざし}志のもと今日まで変わらぬ活躍をしています。これは、数え切れない^{せんだつ}先達の思いや使命感、そして様々な困難に立ち向かう情熱があったからこそといえます。また、昭和22年公布の児童福祉法により児童委員制度が誕生し、民生委員が児童委員を兼任することとなり、活躍の場が更に広まり、平成6年1月に主任児童委員制度が創設されました。

時代と共に社会福祉分野では様々なことが制度化されましたが、今日においても、支援を求める「声を出せない」、「声を出さない」ために、サービスを受けられない人が数多く存在しています。自ら地域を歩く訪問活動を基本とする、民生委員だからこそ、こうした人々を發見し、「見守り役」、「身近な相談相手」、「つなぎ役」となることで

公的な福祉制度を利用し、困り事の軽減に結びつけることができたともいえます。

100周年という大きな節目を迎えた今、民生委員制度は、担い手不足、活動が多様化する中での委員負担の増大、住民との関係づくりの難しさ等、様々な課題に向き合っています。

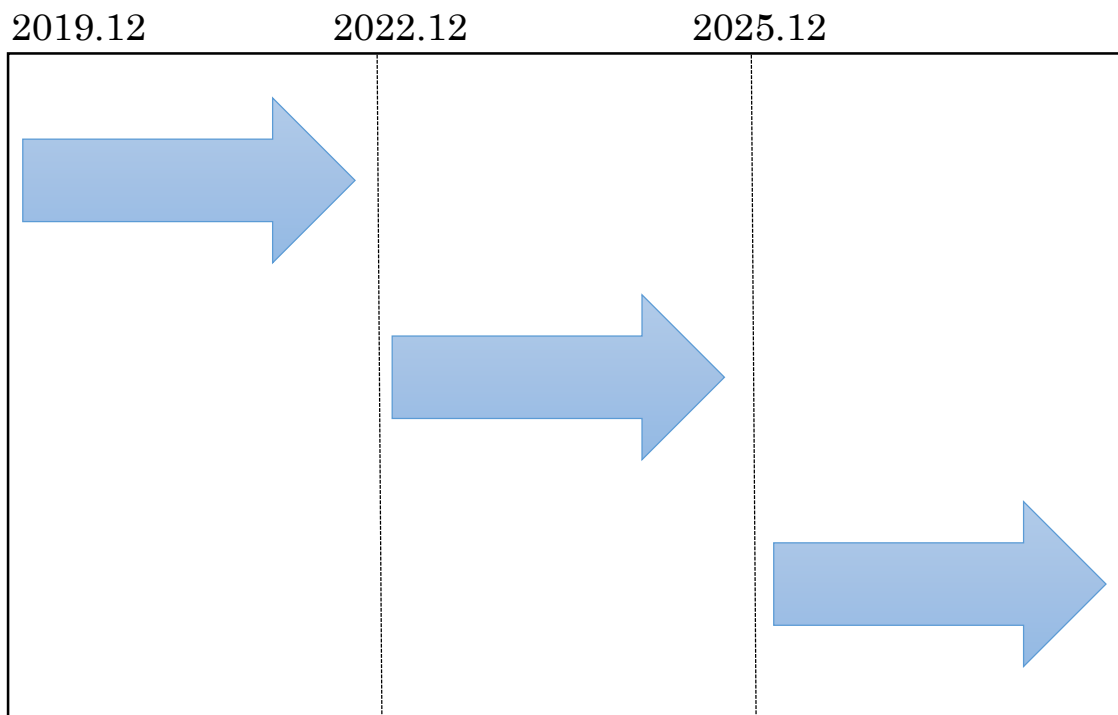
大野城市民生委員児童委員連合協議会（以下「本協議会」という。）としても、平成30（2018）年度に「民生委員・児童委員活動実態調査」を実施し、多くの皆様の貴重なご意見を頂くことができました。

寄せられたご意見に対する改善に向けての具体的な取り組み、また、全国の民生委員・児童委員の仲間たちがめざすものを、本協議会が一丸となって実施していくため、「大野城市民生委員・児童委員活動強化計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の期間

本計画は、民生委員・児童委員一斉改選の時期に合わせて、3カ
年の計画とします。

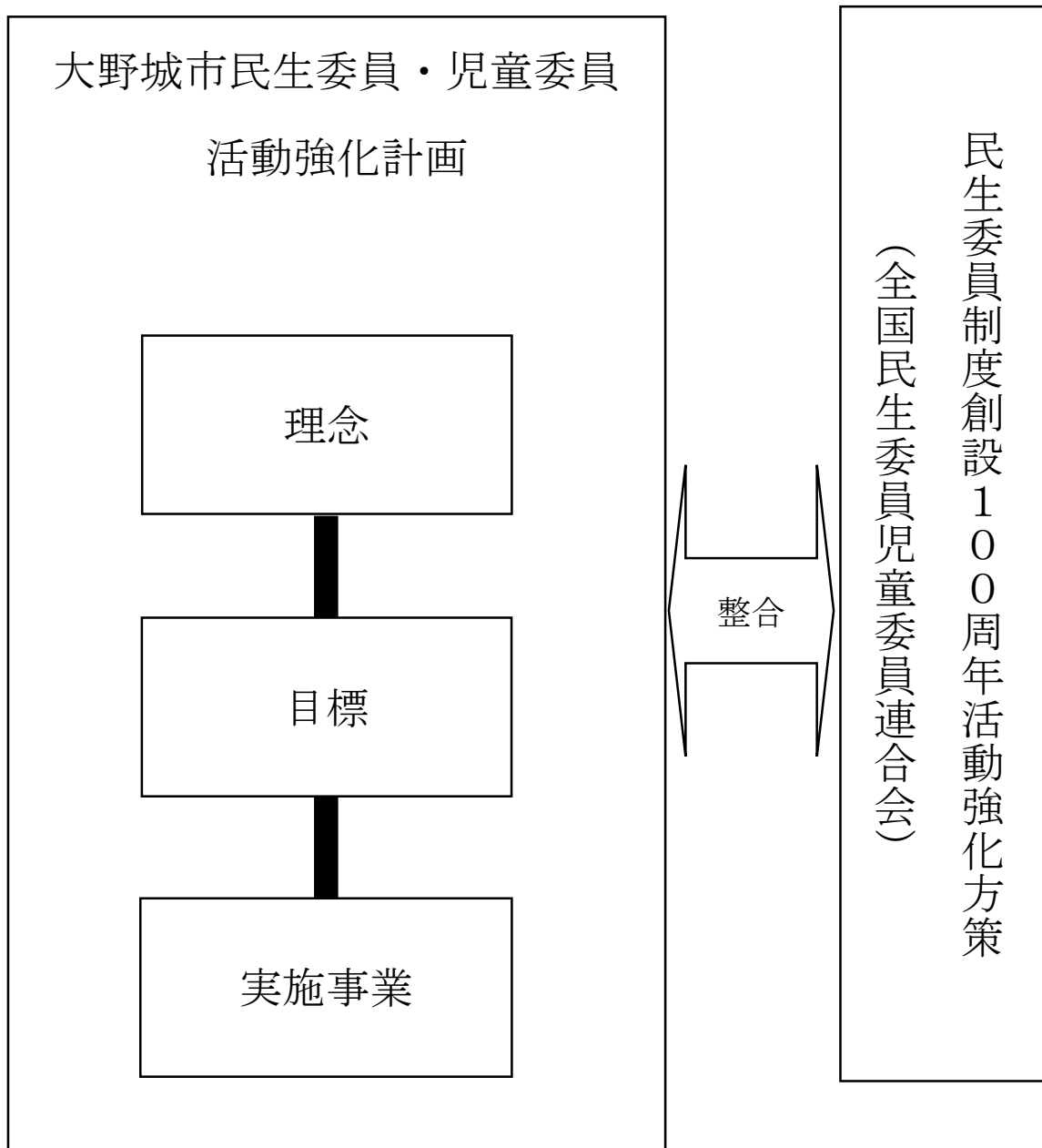
【計画期間イメージ図】



計画体系

計画体系は「理念」を大きな柱とし、その下に「目標」、具体的に
取り組む「実施事業」を定めます。

また、全国民生委員児童委員連合会が策定した民生委員制度創設
100周年活動強化方策と整合を図ります。



第2章 実情と課題

1. 大野城市民生委員児童委員連合協議会の実情

(実態調査結果から見えてきたもの)

- ・ 調査名 大野城市民生委員・児童委員活動実態調査
- ・ 実施時期 平成30(2018)年4月～5月
- ・ 対 象 民生委員・児童委員96名
- ・ 回答率 91.6%(88名/96名)
- ・ 設問数 55問

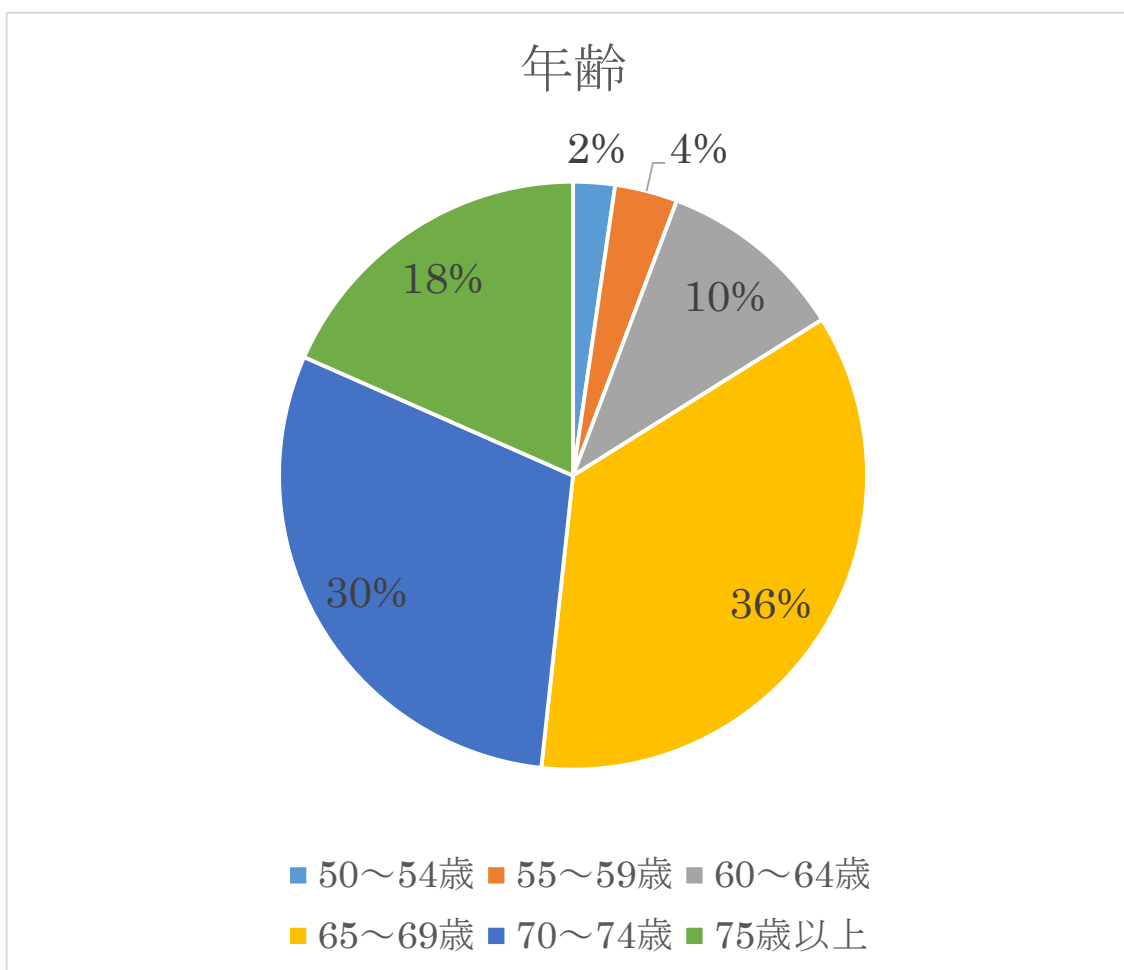
1. 委員構成について

(1) 年齢・性別

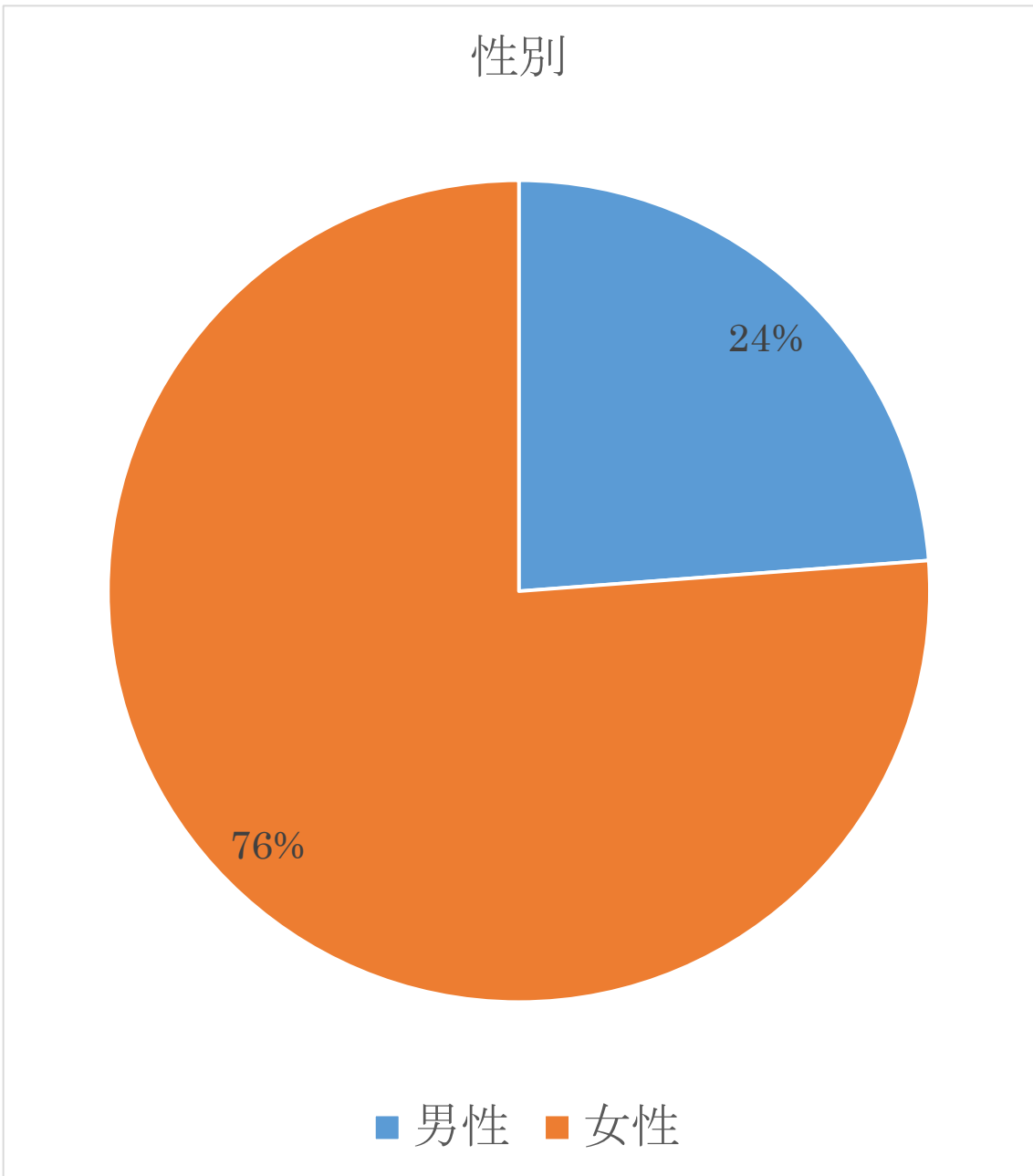
- ・約 66%の委員が 65～74 才（平均年齢 68.8 歳）

（設問） あなたの年齢と性別について、該当するもの1つに○をつけてください。

	年齢	合計（人）
1	50～54 歳	2
2	55～59 歳	3
3	60～64 歳	9
4	65～69 歳	31
5	70～74 歳	27
6	75 歳以上	16



	性別	合計 (人)
1	男性	20
2	女性	64



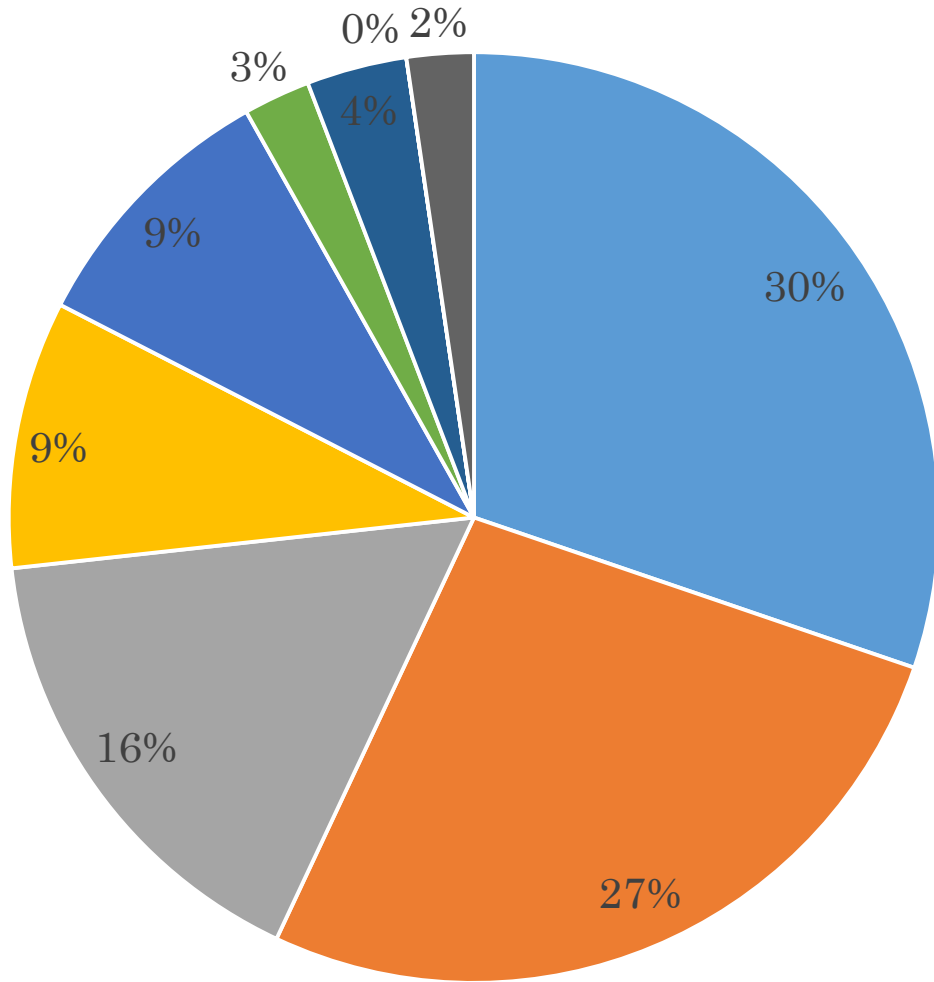
(2) 在任期間

- ・ 在任期間は3年未満が30%、3～6年未満が27%、6～9年未満が16%、27%がそれ以上（3期（9年）以内の委員が73%を占める）

(設問) 在任期間（平成30年4月1日現在）について、該当するもの1つに○をつけてください。

	在任期間	合計（人）
1	3年未満	26
2	3～6年未満	24
3	6～9年未満	14
4	9～12年未満	8
5	12～15年未満	8
6	15～18年未満	2
7	18～21年未満	3
8	21～24年未満	0
9	24～27年未満	2

在任期間



- 3年未滿
- 3~6年未滿
- 6~9年未滿
- 9~12年未滿
- 12~15年未滿
- 15~18年未滿
- 18~21年未滿
- 21~24年未滿
- 24~27年未滿

2. 活動内容について

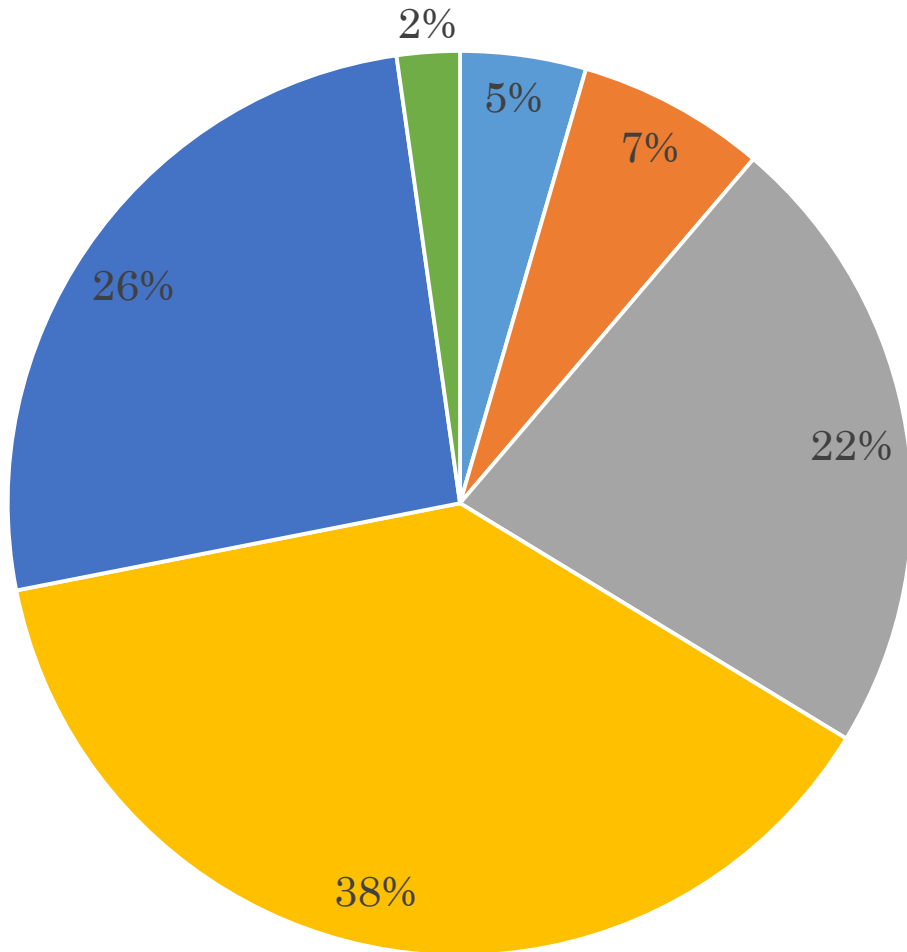
(1) 活動日数、時間、訪問件数等

- ・活動日数は平均 16 日

(設問) ひと月の平均活動日数について、該当するもの1つに○をつけてください。(民生委員として参加・協力した区・社協・施設・行政での活動も含む)

	活動日数	合計 (人)
1	1～4 日	4
2	5～9 日	6
3	10～14 日	20
4	15～19 日	34
5	20～24 日	23
6	25 日以上	2

月の活動日数



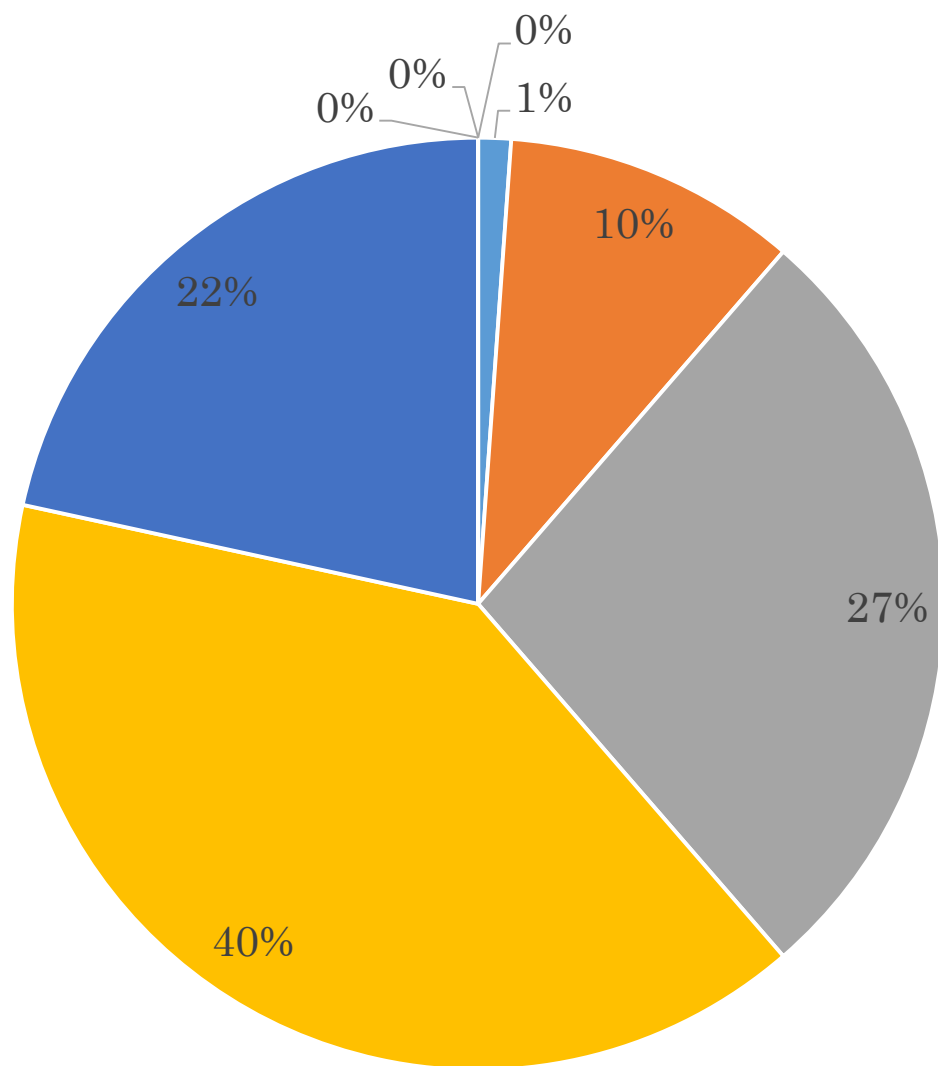
- 1～4日
- 5～9日
- 10～14日
- 15～19日
- 20～24日
- 25日以上

- ・ 1日の活動時間は67%の委員が1～3時間

(設問) 活動を行った日の平均活動時間はどのくらいですか。該当するもの1つに○をつけてください。(事前準備や拘束時間を含む)

	活動時間	合計 (人)
1	30分未満	1
2	30分～1時間未満	9
3	1～2時間未満	24
4	2～3時間未満	35
5	3～5時間未満	19
6	5～8時間未満	0
7	8～12時間未満	0
8	12時間以上	0

1日の活動時間



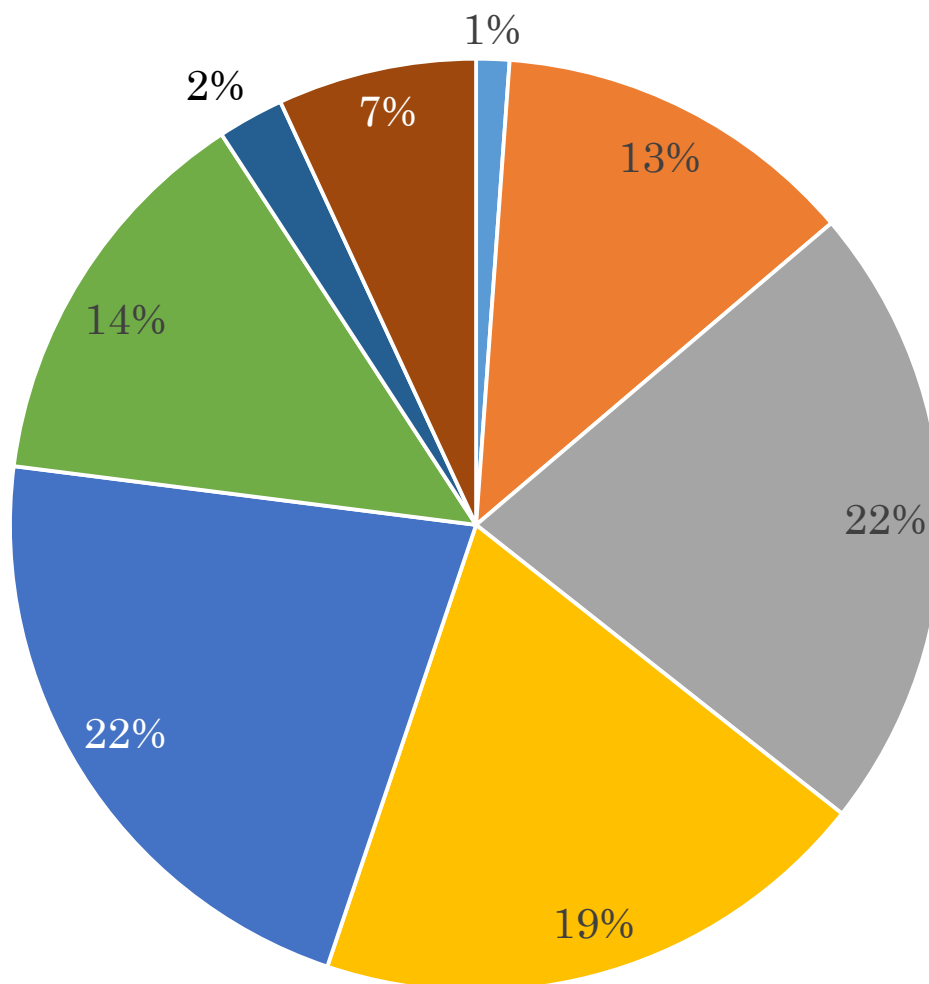
- 30分未満
- 30分～1時間未満
- 1～2時間未満
- 2～3時間未満
- 3～5時間未満
- 5～8時間未満
- 8～12時間未満
- 12時間以上

・月の訪問活動は平均 14 件

(設問) ひと月のうち、平均でどの程度、住民への訪問活動を行っていますか。
該当するもの1つに○をつけてください。(すべての訪問を含め、その
延べ訪問回数)

	訪問件数	合計 (人)
1	0 件	1
2	1～4 件	11
3	5～9 件	19
4	10～14 件	17
5	15～19 件	19
6	20～24 件	12
7	25～29 件	2
8	30 件以上	6

月の訪問件数



■ 0件 ■ 1~4件 ■ 5~9件 ■ 10~14件
■ 15~19件 ■ 20~24件 ■ 25~29件 ■ 30件以上

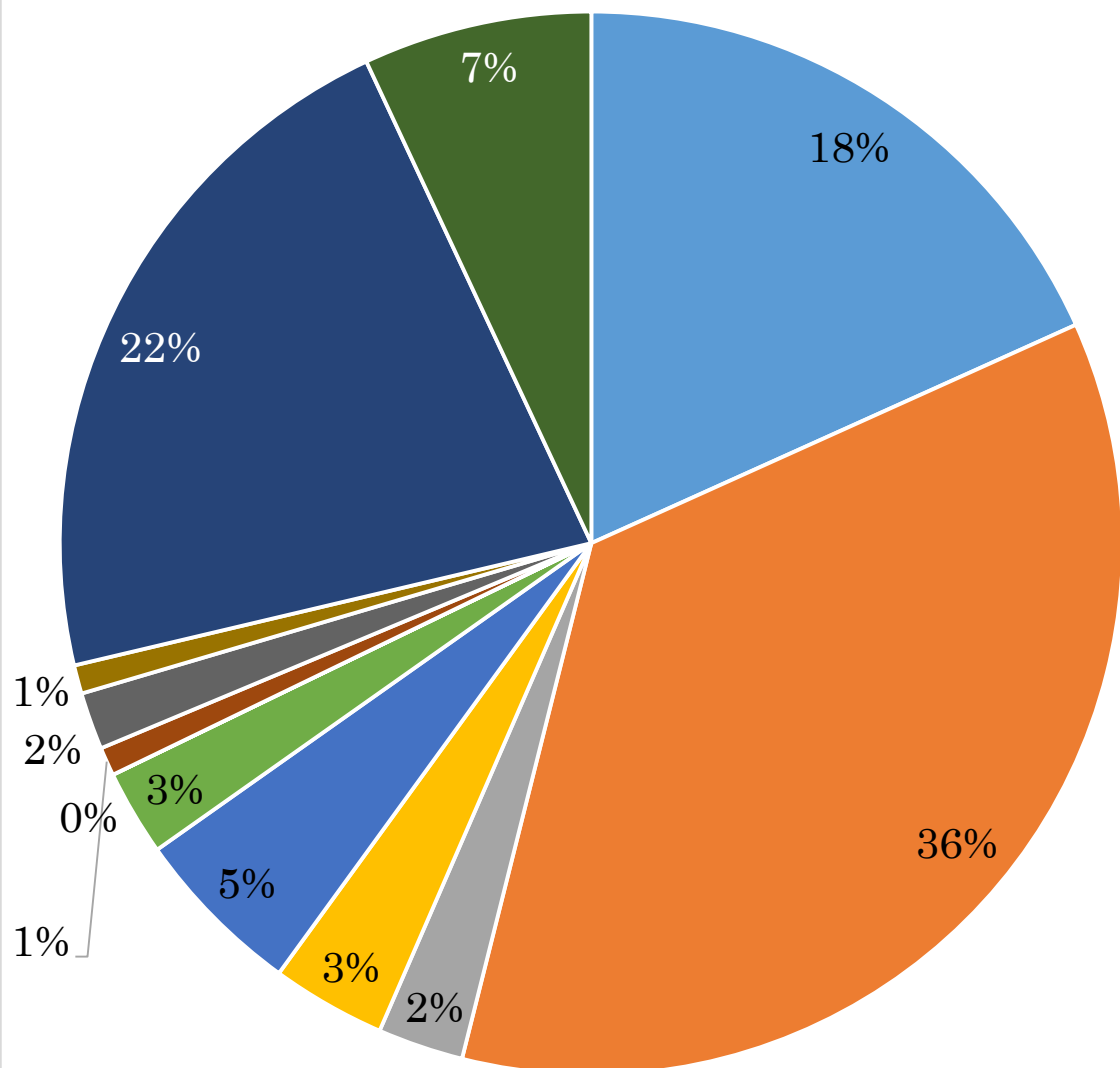
(3) 地区の役員等就任状況

- ・ 18% (21 人) が自治会の役員、委員を兼務している
- ・ 36% (41 人) が地区内の福祉推進委員等を兼務している

(設問) 現在、民生委員以外に、地区内の福祉関係団体の役職や委員職に就かれていますか。

	就任しているもの	合計 (人)
1	自治会の役員・委員	21
2	福祉関係委員	41
3	社協役員	3
4	青少年育成団体役員・委員	4
5	学校運営協議会委員	6
6	学校の評議員・委員	3
7	P T A 役員	0
8	女性団体の役員	1
9	防犯・防災団体の役員・委員	2
10	福祉施設の評議員・役員	1
11	特になし	25
12	その他	8

地区の役員等就任状況



- | | |
|-----------------|----------------|
| ■ 自治会の役員・委員 | ■ 福祉関係委員 |
| ■ 社協役員 | ■ 青少年育成団体役員・委員 |
| ■ 学校運営協議会委員 | ■ 学校の評議員・委員 |
| ■ P T A役員 | ■ 女性団体の役員 |
| ■ 防犯・防災団体の役員・委員 | ■ 福祉施設の評議員・役員 |
| ■ 特になし | ■ その他 |

3. 活動時の悩み、活動しやすい環境づくりについて

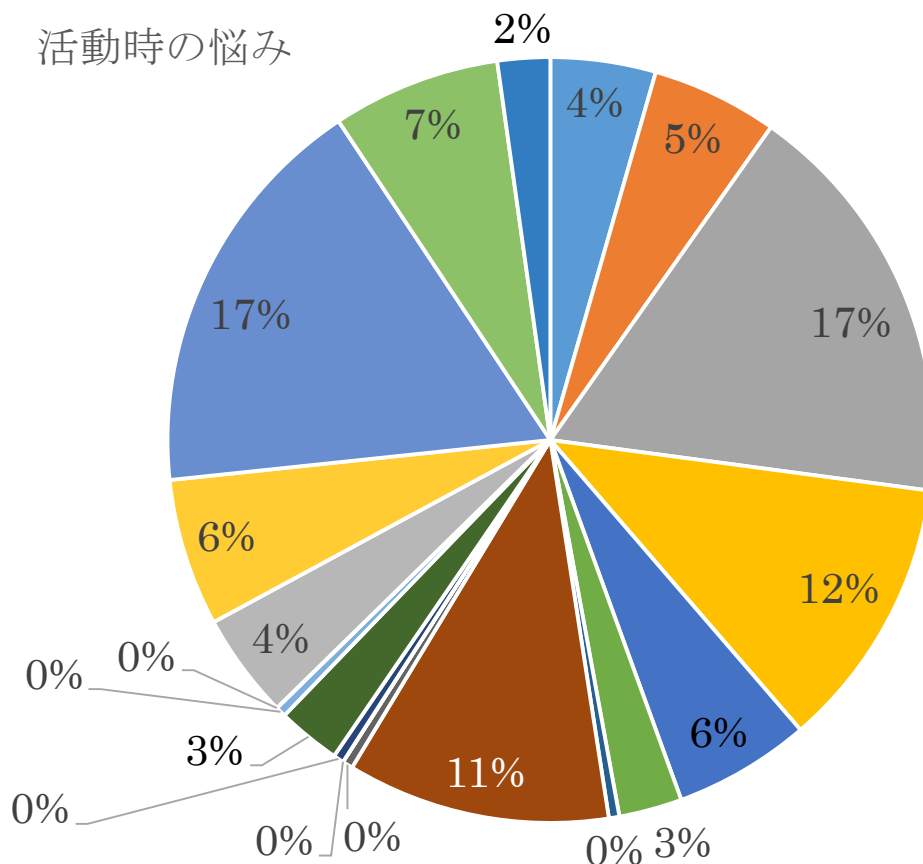
(1) 活動時の悩み

- ・訪問のきっかけづくり、外に出てこない見守り対象者へのアプローチ
- ・訪問の頻度や、どこまで支援を行うかの判断が難しい

(設問) 個別相談や見守り活動において悩みや課題となっていることはどのようなことですか。3つ以内に○をつけてください。

		合計 (人)
1	相談件数や見守り対象世帯が多い	10
2	担当するエリアが広すぎる	12
3	きっかけがないと訪問しづらい	39
4	訪問する頻度や方法の判断が難しい	26
5	訪問しても出てくれない	13
6	訪問を嫌がられる	6
7	うまく話を聴くことができない	1
8	どこまで支援を行うかの判断が難しい	25
9	相談できる先輩や仲間がいない	1
10	行政の協力が得られない	0
11	主任児童委員との連携が取りづらい	1
12	家族との協力関係を築くことが難しい	6
13	相談内容をどこにつなぐかの判断が難しい	1
14	社協の協力が得られない	0
15	民生委員の役割が明確でない	10
16	民生委員に対する住民の理解度が低い	14
17	サロン等の住民が集う場に来ない方へのアプローチが難しい	39
18	虐待などの予防や早期発見につながる情報が把握しにくい	16
19	その他	5

活動時の悩み



- 相談件数や見守り対象世帯が多い
- 担当するエリアが広すぎる
- きっかけがないと訪問しづらい
- 訪問する頻度や方法の判断が難しい
- 訪問しても出てくれない
- 訪問を嫌がられる
- うまく話を聴くことができない
- どこまで支援を行うかの判断が難しい
- 相談できる先輩や仲間がいない
- 行政の協力が得られない
- 主任児童委員との連携が取りづらい
- 家族との協力関係を築くことが難しい
- 相談内容をどこにつなぐかの判断が難しい
- 社協の協力が得られない
- 民生委員の役割が明確でない
- 民生委員に対する住民の理解度が低い
- サロン等の住民が集う場に来ない方へのアプローチが難しい
- 虐待などの予防や早期発見につながる情報が把握しにくい
- その他

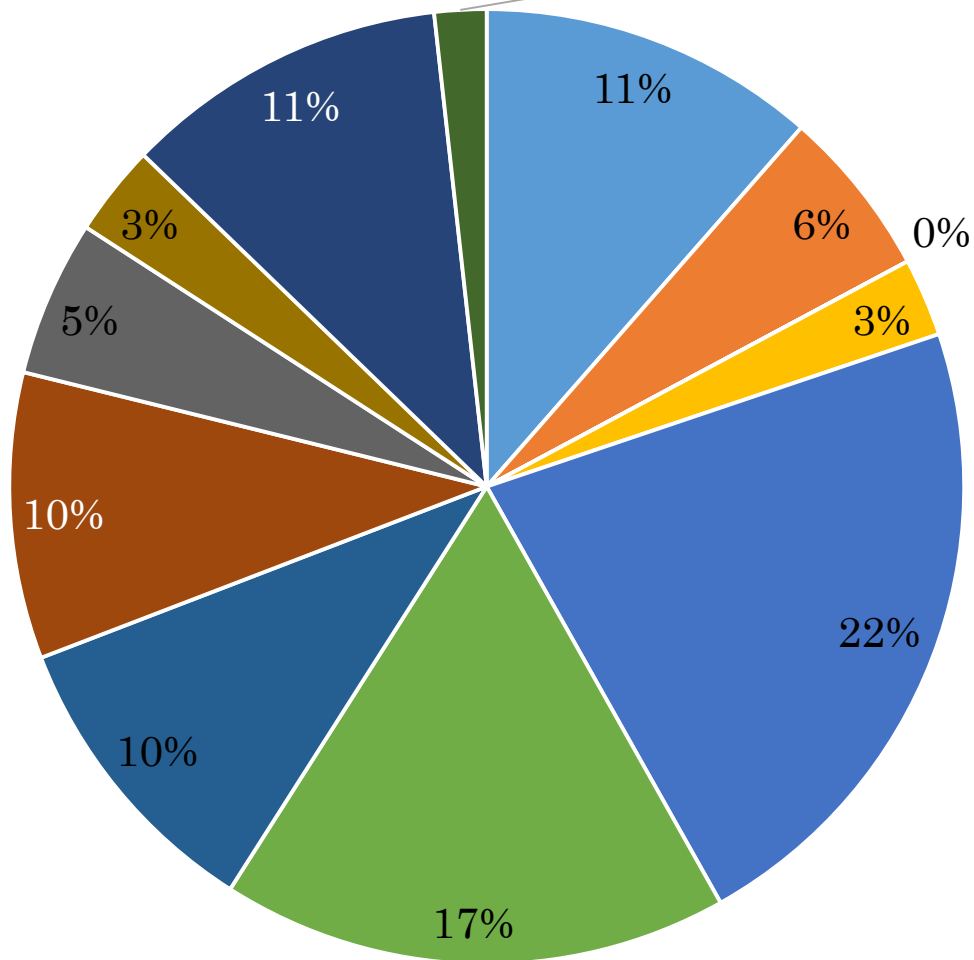
(2) 活動しやすい環境づくり

- ・活動しやすい環境づくりで重要な事として、「活動範囲と役割の明確化」と回答した委員が全体の60%を超えている

(設問)さらにご自身の活動を充実させ、活動しやすい環境を作るためには、どのようなことが必要だと思われますか。3つに○をつけてください。

		合計 (人)
1	活動量(時間・件数)の軽減	26
2	行政による依頼事項の軽減	13
3	社協による依頼事項の軽減	0
4	活動に伴う経済的負担の軽減	6
5	活動範囲と役割の明確化	50
6	委員個人の資質の向上	39
7	区との連携強化	23
8	地区民児協内の(又は委員間)の協力体制作り	22
9	行政との連携強化	12
10	社協との連携強化	7
11	関係機関との連携強化	25
12	その他	4

活動しやすい環境づくりで重要なこと 2%



- 活動量（時間・件数）の軽減
- 行政による依頼事項の軽減
- 社協による依頼事項の軽減
- 活動に伴う経済的負担の軽減
- 活動範囲と役割の明確化
- 委員個人の資質の向上
- 区との連携強化
- 地区民児協内の（又は委員間）の協力体制作り
- 行政との連携強化
- 社協との連携強化
- 関係機関との連携強化
- その他

4. 担い手不足解消への考えについて

- ・地域での役割の明確化（なんでも民生委員・児童委員で請け負わない)
- ・民生委員・児童委員以外でできる事は、その他の人材を発掘し、その人たちに任せる

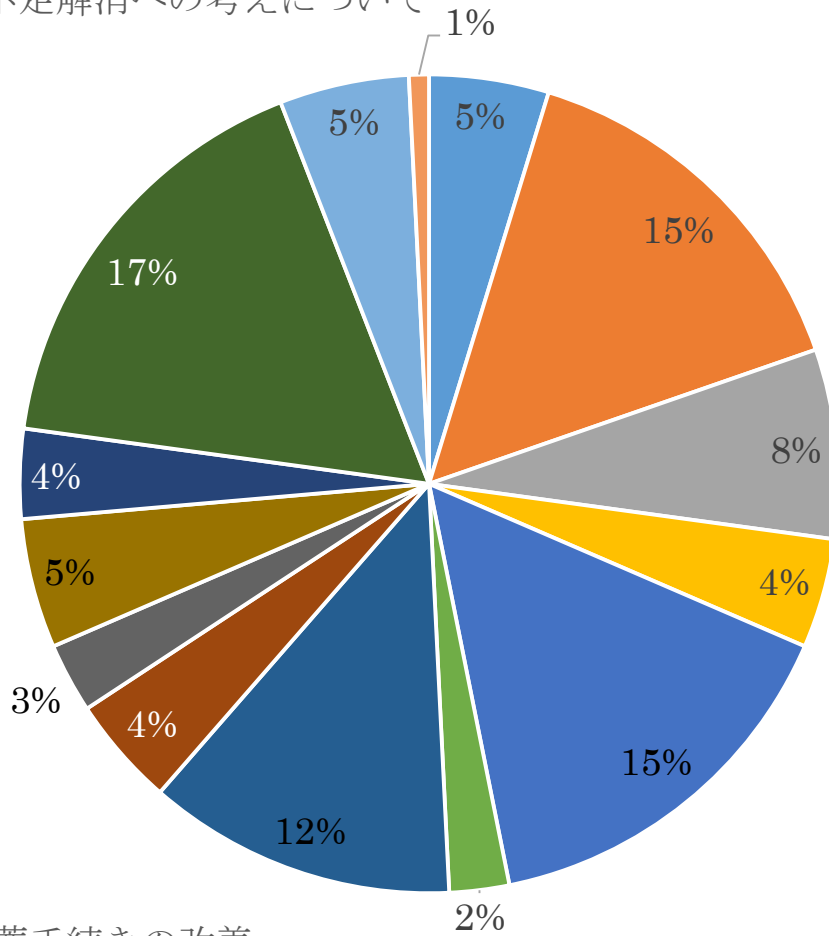
※委員は、民生委員・児童委員にしかできない事（守秘義務を要する見守り活動等）をする

- ・民生委員・児童委員に対する市民の理解を深める

(設問) 平成 28 年度に、一斉改選がありましたが、(平成 30 年 4 月 1 日時点での) 欠員数は、6 名となっており、委員の担い手不足(新たな候補者探しと委員の継続性)が課題となっています。この課題解消について、どのような活動や取り組みが効果的だと思われますか。上位 3 つに○をつけてください。

		合計 (人)
1	推薦手続きの改善	12
2	区の民生委員活動への理解を深める	38
3	市民の福祉に対する理解を深める	19
4	民生委員活動の PR	11
5	地域(区)の中での民生委員の役割を明確にする	39
6	委員間の役割分担を明確にする	6
7	活動量の軽減(時間や件数)	31
8	委員個々の活動に対するサポート体制の充実	11
9	事務局力の充実(サポート・他機関との調整・情報提供等)	7
10	気軽に相談・協議できる場を作る	13
11	各活動または取り扱い等に関する手引書の作成	9
12	人材の発掘	43
13	経済的負担の軽減	13
14	その他	2

担い手不足解消への考えについて



- 推薦手続きの改善
- 区の民生委員活動への理解を深める
- 市民の福祉に対する理解を深める
- 民生委員活動のPR
- 地域（区）の中での民生委員の役割を明確にする
- 委員間の役割分担を明確にする
- 活動量の軽減（時間や件数）
- 委員個々の活動に対するサポート体制の充実
- 事務局力の充実（サポート・他機関との調整・情報提供等）
- 気軽に相談・協議できる場を作る
- 各活動または取り扱い等に関する手引書の作成
- 人材の発掘
- 経済的負担の軽減
- その他

2. 実態調査によって明らかになった課題

実態調査を分析することにより抽出された主たる課題は、以下の2点です。

○民生委員・児童委員として活動すべき内容や方法が具体的に示されていないことが、負担感につながっている。(活動マニュアル作成や研修機会充実の必要性)

○民生委員・児童委員の活動内容が市民に十分に周知されておらず、民生委員・児童委員に対する認識不足が担い手不足につながっている。(活動内容を広報する必要性)

上記の課題を十分に踏まえた上で、具体的な取り組みを実施事業の中に盛り込むこととします。

第3章 私たちが目指すもの

1. 理念

制度創設 100 周年を迎えた今日、急速に進む地域社会や家族・家庭の変化、また、寄せられる期待を踏まえ、民生委員・児童委員および民生委員児童委員協議会はその力を結集し、「誰もが笑顔で、安全に、そして安心して暮らせる地域づくり」に取り組むと共に、民生委員・児童委員制度を次なる 100 年に向けて守り、さらに発展させていくための取り組みを進めることが重要となっています。

本協議会においても、この制度を守り、次代へ伝えて行くため、より一層の取り組みの強化、委員が活動しやすい環境の整備を行っていきます。

よって、本計画の基本理念を

『 地域住民の変わらぬ「良き隣人」として、わたしたちにできる

こと ～これから 100 年先を見据えて～ 』と掲げ、本協議会

の活動理念とします。

2、全国民生委員児童委員連合会が掲げる重点目標

①地域のつながり、地域の力を高めるために

今日の社会情勢の中で、地域においては、孤立して十分な支援を受けられない中で生活している人や家族が多く存在しています。

誰もが孤立せず、地域の中で笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支え合える地域を創っていくことが大切です。

②さまざまな課題を抱えた人々を支えるために

地域には、助けを求めているも「声を出せない人」、「声を出さない人」も少なくありません。こうした人々を早期に適切な支援につなげるためには、民生委員・児童委員のみならず、近隣住民を含め、地域の幅広い人々が連携・協力して、「気になる人」を早期に把握することがなにより大切です。

また、高齢者の日常生活支援などに見られるように、既存の制度の中では十分な対応が難しいケースも少なくありません。今、地域においてどのような支援・サービスが必要なのか、住民の生活状況、生活

課題を把握する民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行っていきましょう。

③民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

制度創設 100 周年を迎えた現在、民生委員・児童委員制度、またその活動はさまざまな課題に直面しています。短期間での退任者の増加やなり手不足、住民の認知度の低下等は、今後、民生委員・児童委員制度を維持していくうえでの大きな課題といえます。

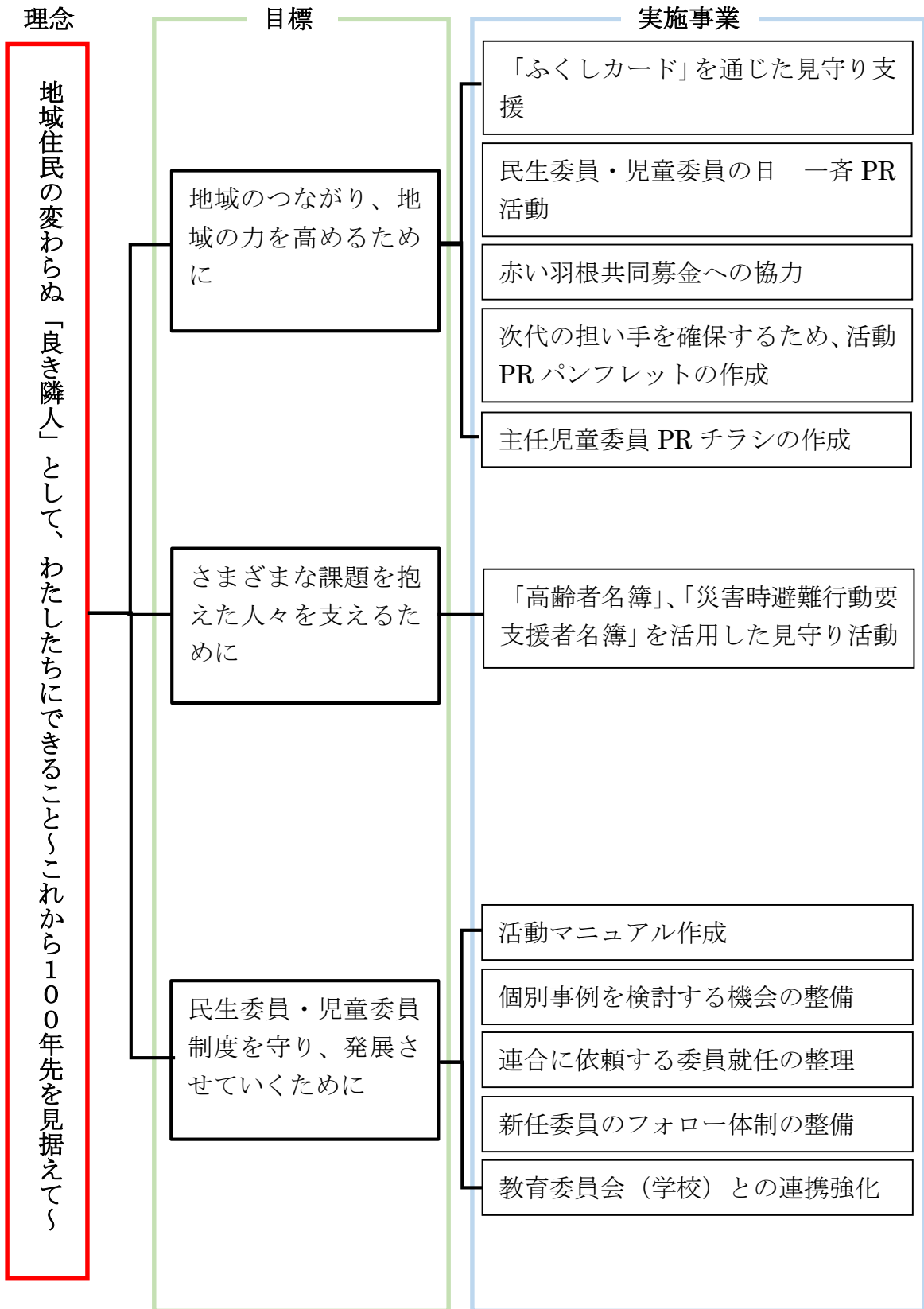
こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくためにも、民児協の機能強化により一人ひとりの委員を支える体制を強化すると共に、地域の人々の理解を深めることで、なり手確保の「すそ野」を広げていきましょう。

3. 大野城市民生委員児童委員連合協議会の掲げる目標

全国民生委員児童委員連合会が掲げる 3 つの重点目標を、本計画の目標として掲げます。

- ①「地域のつながり、地域の力を高めるために」
- ②「さまざまな課題を抱えた人々を支えるために」
- ③「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために」

第4章 私たちが取り組むこと



1. 実施事業

計画期間中の具体的な実施事業として、下記の取り組みを行います。

目標1 「地域のつながり、地域の力を高めるために」

○「ふくしカード」を通じた見守り支援

本協議会独自の取り組みである「ふくしカード」を通じて、地域のつながり、訪問体制を構築します。

○民生委員・児童委員の日 一斉 PR 活動

毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」に行う、市内一斉 PR 活動を通じて、民生委員・児童委員の周知を図ります。

○赤い羽根共同募金への協力

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、赤い羽根共同募金街頭募金活動を通じて地域福祉の向上に貢献します。

○次代の担い手を確保するため、活動 PR パンフレットの作成

大野城市民生委員児童委員連合協議会専用の PR パンフレットを作成し、様々なイベントなどで配付を行います。

※委員候補者向けの PR パンフレット、市民への周知のための PR パンフレットの2種類を作成。

また、(仮称)「わたしのまちの民生委員・児童委員」という、委員個人のインタビュー(なって良かったこと、やりがいを感じる時等)を広報大野城に連載し、活動の周知や次代の担い手確保に努めます。

○主任児童委員 PR チラシの作成

大野城市版主任児童委員 PR チラシを作成し、各学校での入学説明会や、地域のイベントで配付します。

目標2 「さまざまな課題を抱えた人々を支えるために」

- 「高齢者名簿」、「災害時避難行動要支援者名簿」を活用した見守り活動

「高齢者名簿」、「災害時避難行動要支援者名簿」を活用し、「一度は訪問してみる」を実行して、さまざまな課題を抱えた人々の見守り活動を実施します。

目標 3 「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために」

○活動マニュアル作成

今まで作成されたことのなかった、大野城市版の「民生委員・児童委員活動に関する Q&A 集」を作成します。

○個別事例を検討する機会の整備

委員それぞれが普段の活動の中で感じている悩みや疑問、対応が難しい事例等を、一人で抱え込まないようにするため、地区定例会の中で相談・検討できるような個別事例検討会のマニュアルを作成し、各地区定例会において実施できるようにします。

○連合に依頼する委員就任の整理

市やその他関係機関から、民生委員・児童委員に就任を依頼している協議会委員などの調査を行い、委員委嘱一覧表を作成します。

また、その表に基づき、真に民生委員・児童委員の就任が必要かどうかの検討、整理を行います。

○新任委員のフォロー体制の整備

委員交替がある地区に関しては、旧委員と新任委員が一緒になって見守り対象者の自宅を訪問し、個別に引き継ぎを行います。

また、一斉改選後、半年を目途に、各地区会長と新任民生委員・児童委員の意見交換会を行います。その中で、普段の活動での分からないことや悩み等を気軽に話し合える場をつくれます。

○教育委員会（学校）との連携強化

教育委員会を通じて、主任児童委員と各学校との連携強化を図ります。

事業実施時期



2019.12

2020.4

2021.4

2022.4

2022.12

事業実施時期（新規事業）

